

5 . 商 工 勞 働 部 分 掌 事 務

課名	分掌事務
商工政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1)部内の連絡調整に関する事。 (2)課内の庶務に関する事。 (3)商工労働行政の総合企画および連絡調整に関する事。 (4)産業振興ビジョンに関する事。 (5)商工業に係る経済対策の企画および連絡調整に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (6)経済情報の収集および提供に係る部内調整に関する事。 (7)産業および企業の経済動向に関する事。 (8)コラボしが21に関する事。 (9)滋賀県産業支援プラザに関する事。 (10)企業に対する人権啓発に関する事。 (11)環境ビジネスの推進に関する事。 (12)県内中小企業の海外展開の支援に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (13)産学官連携の推進に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (14)行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決に関する事。 (15)その他部内の他の課の所掌に属さない事項。
産業立地課	<ul style="list-style-type: none"> (1)産業立地の促進および総合調整に関する事。 (2)工場の適正配置および工業基盤の整備促進に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (3)産業用地の開発に関する事。 (4)物流基盤の整備推進に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。)
中小企業支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1)課内の庶務に関する事。 (2)中小企業の活性化の推進に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (3)中小企業活性化審議会に関する事。 (4)商店街活性化対策の推進に関する事。 (5)小売商業調整特別措置法および大規模小売店舗立地法に関する事。 (6)大規模小売店舗立地審議会に関する事。 (7)家庭用品品質表示法に関する事。 (8)新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関する事。 (9)商工会議所、商工会および連合会に関する事。 (10)中小企業団体に関する事。 (11)中小企業調停審議会に関する事。 (12)中小企業の振興指導に関する事。 (13)クリエイティブ産業の振興に関する事。 (14)中小企業の金融に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (15)中小企業高度化事業に関する事。 (16)信用保証協会に関する事。 (17)貸金業法に関する事。
イノベーション推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1)課内の庶務に関する事。 (2)イノベーションの推進に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) (3)計量検定所に関する事。 (4)南部産業技術共創センターに関する事。 (5)北部産業技術共創センターに関する事。 (6)陶芸の森に関する事。 (7)技術開発の企画および振興に関する事。 (8)技術開発に係る産学官連携の推進に関する事。 (9)起業および創業の支援に関する事。 (10)スタートアップの発掘および育成に関する事。 (11)産業財産権および発明考案に関する事。 (12)地域産業振興の総合調整に関する事。 (13)地場産業の振興に関する事。 (14)伝統的工芸品産業の振興に関する事。 (15)鉱業法および鉱山保安法の施行に関する事。 (16)砂利採取法および採石法に関する事。

課名	分掌事務
労働雇用政策課	<p>(1)課内の庶務に関する事。</p> <p>(2)労働福祉団体に関する事。</p> <p>(3)労働者福祉施設に関する事。</p> <p>(4)労働者への資金融資に関する事。</p> <p>(5)中小企業退職金共済制度に関する事。</p> <p>(6)高等技術専門校に関する事。</p> <p>(7)労働者の福祉に関する事。</p> <p>(8)労働教育に関する事。</p> <p>(9)労働組合の育成および指導に関する事。</p> <p>(10)労働調査に関する事。</p> <p>(11)労働協約に関する事。</p> <p>(12)労働争議の予防および解決の促進に関する事。</p> <p>(13)労働相談に関する事。</p> <p>(14)労働委員会に関する事。</p> <p>(15)職業能力開発に関する事。</p> <p>(16)職業能力開発審議会に関する事。</p> <p>(17)技能検定に関する事。</p> <p>(18)公共職業訓練に関する事。</p> <p>(19)事業内職業訓練に関する事。</p> <p>(20)技能士に関する事。</p>
産業ひとつく り推進室	<p>(1)雇用支援施策の連絡調整に関する事。</p> <p>(2)労働市場の把握に関する事。</p> <p>(3)雇用の安定および促進に関する事。</p> <p>(4)労働力の確保に関する事。</p> <p>(5)企業の事業活動を担う人材の育成および確保に関する事。</p> <p>(6)就職の支援に関する事。</p> <p>(7)多様な働き方の推進に関する事。</p>
女性活躍推進課	<p>(1)課内の庶務に関する事。</p> <p>(2)男女共同参画および女性の活躍(以下「男女共同参画等」という。)に関する施策の総合的な企画、立案および関係機関等との連絡調整に関する事。</p> <p>(3)男女共同参画等に関する施策の推進に関する事。</p> <p>(4)男女共同参画等に係る調査および研究に関する事。</p> <p>(5)男女共同参画等に係る啓発に関する事。</p> <p>(6)男女共同参画・女性活躍推進本部に関する事。</p> <p>(7)男女共同参画審議会に関する事。</p> <p>(8)男女共同参画センターに関する事。</p>